

日本の監査基準に基づいた監査報告書の文例

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇 〇 監 査 法 人
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員

監査の対象

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

実施した
監査の概要

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務諸表に
対する意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

ISAに基づいた監査報告書の文例

独立監査報告書

[適切な名宛人]

連結財務諸表についての報告書

我々は、添付のABC株式会社およびその子会社の連結財務諸表を監査した。連結財務諸表の内容は、20x1年12月31日現在の連結貸借対照表、同日終了事業年度の連結損益計算書、株主持分変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明的情報の要約である。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠したこれらの連結財務諸表の作成および適正な表示に責任を負っている。これには、不正によるものであろうと誤謬によるものであろうと、重要な虚偽の表示がない連結財務諸表の作成および適正な表示に関連する内部統制の整備、運用、および維持を含む。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づき、これらの連結財務諸表について意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準では、倫理規定を遵守し、連結財務諸表が重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画、実施することが求められている。

監査には、連結財務諸表における量および開示についての監査証拠を得るための手続きを実施することが伴う。選ばれた手続きは、監査人の判断によるもので、不正によるものであろうと誤謬によるものであろうと、連結財務諸表の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む。このリスク評価を行う際に、監査人は、状況において適切な監査手続きを計画するために、しかし事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためでなく、事業体の連結財務諸表の作成および適正な表示に関連した内部統制を考慮に入れる。監査は、用いられた会計方針の適切性および経営者によってなされた会計上の見積りの合理性の評価、ならびに連結財務諸表の全表示の評価も含む。

我々は、我々が得た監査証拠が監査意見の論拠を提供するのに十分および適切であると考えている。

意見

我々の意見では、本連結財務諸表は、すべての重要な点において、20x1年12月31日現在のABC株式会社およびその子会社の財務状態、ならびに同日終了事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを国際財務報告基準に準拠して適正に表示している（または、「真実で適正な見解を述べている」）。

その他の法的小および規制上の規定についての報告書

[監査報告書のこの部分の形式および内容は、監査人のその他の報告責任の性質により異なる]。

[監査人の署名]

[監査報告書の日付]

[監査人の住所]